

電子取引等におけるロスカット口座取引約款

(旧：受託契約準則に定めるロスカット制度取引約款)

第1条 (総則)

1. 本約款は、平成23年1月の受託契約準則の改定に伴うロスカット制度の受託契約準則における規定除外に基づき、カネツ商事株式会社(以下「当社」という。)が従前に定めた受託契約準則に規定されるロスカット制度に基づく取引(以下「ロスカット取引」という。)の利用に係る取引約款である「受託契約準則に定めるロスカット制度取引約款」に換えて、当社が電子取引等において独自に定めるロスカット取引の利用に係る取引約款であり、以下の条項に同意し本制度の利用を申し出た委託者(以下「お客様」という。)は、以下の条項に基づき商品先物取引を行うものとする。
2. 当社は、本制度による取引の受託にあたって、本約款に定めるもののほか、商品先物取引法、その他関係諸法令および受託契約準則に従いお客様と契約するものとする。
3. 当社は、本制度による取引の受託にあたってインターネット先物取引システムを提供する場合、前項に定める規定のほか、当社が別途定める「電子取引の契約に関する取決め」に従いお客様と契約するものとし、重複して定める事項があるときは本約款の規定に読みかえて取り扱うものとする。

第2条 (従前の口座および取引の取扱い)

従前より「受託契約準則に定めるロスカット制度取引約款」に基づき継続する口座および取引は、お客様から特段の指示がない限り、本約款に基づく口座および取引として取扱うものとする。

第3条 (用語の定義)

本約款において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「値洗損失」とは、未決済の個別の取引に係る約定値段と第7条に定める値段との差額に取引単位の倍率を乗じて得た価額を、口座内の未決済の取引全量にて合算したもの(以下「値洗損益金通算額」という。)で、損計算のものをいう。
- (2)「ロスカット状態」とは、第8条に定める損失限度額に値洗損失が達した状態をいう。
- (3)「ロスカット口座」とは、本約款に基づく取引契約により委託された取引口座をいい、本制度によらない取引口座である「一般口座」とは区別して管理するものとする。

第4条 (取扱上場商品)

ロスカット制度により受託する上場商品は当社が定めるものとし、オプション取引についてはこれを除外する。

第5条 (ロスカット取引の利用の申し出)

1. お客様がロスカット取引の利用を申し込む場合は、必要事項を明示のうえ、当社所定の申込書または電磁的方法による手続きにて申し出を行うものとする。
2. 前項の申し出に基づき当社は、ロスカット口座の設定を行い、お客様にその旨を遅滞なく通知するものとする。

第6条 (ロスカット取引の中止の申し出)

1. お客様がロスカット取引の利用を中止する場合は、当社所定の申込書または電磁的方法による手続きにて申し出を行うものとする。
2. 前項の申し出に基づき当社は、ロスカット取引の中止手続きを行い、お客様にその旨を遅滞なく通知するものとする。

第7条 (値洗損失の計算)

値洗損失の計算は、帳入値段および夜間セッションにおける終値にて行うものとする。

第8条 (損失限度額)

当社の定める損失限度額は、口座内全ての建玉に係る委託者当初証拠金の合計額の50%相当額を初めて超過する損計算となるときに値洗損益金通算額を損失限度額とする。

第9条 (ロスカット取引の条件変更)

お客様は、第7条および前条に規定するロスカット取引に係る条件を変更することができない。ただし、当社が必要と認めた場合は、当社が事前通知のうえ、ロスカット取引に係る条件を変更することができるものとする。

第10条 (取引の手続き)

1. 取引の開始にあたっては、お客様は口座に委託者当初証拠金を差入れるものとする。
2. お客様は、委託者当初証拠金の差入れ後、新規取引を行うことができる。
3. 当社は、お客様の新規取引の約定と同時に建玉の損益に係る値洗計算を開始し、第7条に基づき市場の取引セッションごとに値洗損失の計算を行うものとする。
4. 委託者当初証拠金額の変更があった場合は、当該変更日に属する夜間セッションより適用する。
5. 取引口座がロスカット状態になった場合、当社は、直近の翌セッション寄付より口座内未決済建玉の全量に係る転売または買戻し注文(以下、「ロスカット注文」という。)を発注するものとする。
6. 前項のロスカット注文は、「MTLO (Fak) 注文」にて発注し、建玉の全量の決済が終了するまで継続するものとする。
7. お客様は、ロスカット注文の取消および変更はできない。
8. ロスカット注文の発注の際当社は、新規または決済の別を問わず、従前に受領している未約定売買注文の全てを取消すものとする。
9. ロスカット口座における取引の決済は反対売買によるもののみとし、受渡しによる決済を行うことはできない。

第11条 (口座および建玉の取扱いについて)

1. お客様は、ロスカット口座および一般口座を併用して取引を行うことができない。
2. お客様は、第5条第1項に基づきロスカット取引の利用を申し出の際、従前に一般口座を保有し、従前の取引に係る決済の終了していない建玉がある場合は、当該建玉の決済の終了をもって当社にその申し出を行うものとする。
3. お客様が第6条第1項に基づきロスカット取引を中止し、委託取引を継続する場合は、一般口座に移行するものとする。
4. 前項に基づき一般口座に移行する際、従前の取引に係る決済の終了していない建玉がある場合は、第6条第2項に規定する通知をもって当社は当該建玉に係る本制度による損失限度額の設定を解除するものとする。
5. ロスカット口座および一般口座間の口座移行時における証拠金等の資金移動は、お客様からの特別な指示がない場合、その全額について口座移行と同時に実行するものとする。

第12条 (本取引約款の変更について)

1. 当社は、法令、諸規則および取引所規則等の変更、監督官庁の指示等、本約款の変更の必要が生じた場合は、予告なく改定することができる。
2. 当社が本約款を変更する際は、すみやかにその内容を郵送および当社ホームページ上により通知するものとする。
3. お客様が本約款の変更に関する異議がある場合は、当社が都度定める期日までに申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、お客様は当該変更同意したものとして取り扱う。
4. 前項にかかわらず、本約款変更の通知後にお客様が新規取引を行った場合は、当該変更同意したものとみなす。

第13条 (免責事項)

1. 次の各号に定める事項の発生によって、本約款に基づく取引の決済が行えなかった場合、当社はその責を負わない。
 - (1) 当社システム、商品取引所および関係金融機関の通信機器、通信回線およびコンピュータ等に障害が発生した場合。
 - (2) 停電または天災等による障害により本制度の提供ができなくなった場合。
 - (3) その他、当社の責めに帰すことができない事由による場合。
2. ロスカット状態へ達したことにより当社がロスカット注文を執行したにもかかわらず、市場の状況により損失限度額を超える損失が発生または損失限度額内で取引が終了した場合、当社は当該損失額等についてその責を負わない。
3. 第9条の規定に基づき当社がロスカット取引に係る条件を変更したことにより発生する一切の損害について、当社はその責を負わない。

附則

本約款は、平成23年1月4日より施行する。

以上